

分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 1	施策名	観光の振興	主担当課	観光まちづくり課
関連組織	商工振興課 都市計画課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	訪日外国人旅行者の受入環境整備や広域観光周遊ルート等地方への旅行促進が盛り込まれた「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興への取り組みを推進している。			「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」	
	外国人ビジネス客を取り込むため、積極的に MICE の誘致を行っている。			観光ビジョン実現プログラム 2018	
県の動向	広域連携を通じた奈良市だけに留まらない宿泊型観光の促進を図っている。				
	奈良県ビクターズビューローが設立し、インバウンドを中核に、PR やマーケティングを行っている。				
	県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施し、まちづくりの実現を図っている。			県と市町村とのまちづくりに関する連携協定	
市の動向	優れた地域資源を地域ブランドとして認定し、販売支援や情報発信を通じて、地域活性化や観光振興につなげる大和さくらいブランド認定制度を実施する。			桜井市地域ブランド認定推進委員会要綱（H26.12.25）	
	他市町村や府県と連携し、大きなエリアでの地域をPRしていく広域観光連携を実施する。			桜井市観光基本計画（H24.3月）	
	外国人観光客を取り込むため、インバウンドの取り組みの方向性とニーズの分析検証、桜井市を中心とした「YAMATO」エリアの周知を促進するインバウンド向け観光を実施する。				
	平成30年5月に長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本計画、平成30年10月に桜井駅周辺地区まちづくり基本計画を策定した。				
	ホテル又は旅館の新設及び増設を促進するための必要な奨励措置を講ずることにより、ホテル事業者の誘致を推進する。			桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例（平成29年4月1日）	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京フォーラムや記紀万葉プロジェクト等桜井市の情報発信 ● 誘客に向けた旅行商品づくりや観光関連団体向けの研修会を開催するなど観光客へのサービス向上 ● 行政、地元、長谷寺などで構成された長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会や行政、桜井まちづくり株式会社、地元、地元関係団体などで構成された桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議があり個別事業の検討を行っている ● 桜井駅前の市有地にホテルの誘致を行った 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 「観光情報の発信」「飲食・土産に関する施設」に対する満足度は低い。 ● そうめん、笠そば、質の高い木製品等の銘産品・特産品が存在しているが地域資源として活かしきれてない。 ● 観光関連団体間の連携不足、外国人旅行者に対する受け入れ環境の不備の改善が必要。 ● 長谷寺参道の安全性の確保と通過交通の排除が課題である。 ● 空き家、空き店舗が増加し、地域の賑わいが失われている。 				
市民生活の目標像	市民が桜井市の歴史や食や文化を深く理解し、その魅力を発信することで、来訪者は市内をめぐりながら地域との交流のなかで観光を楽しんでいる				
取り組み	● 周辺市町村との連携により、テーマ性をもった魅力的な広域周遊ルートを形成し、県外の方や外				

方針	<p>国人観光客の誘客を図るとともに、特に中南和地域での周遊促進に向けた観光ルート形成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">● 市への郷土愛の醸成を図るため、本市の誇れる文化資源や歴史資産はもちろん、市の魅力や新たな価値を市民に対して積極的な啓発に努める。● 国内外から多くの観光客の来訪の促進や滞在期間の長期化を目指すため、観光客のニーズに沿った本市ならではの高品質な体験や価値を提供し、更に観光客の満足度を上げるために、本市を訪れる人に快適な滞在を楽しんでいただけるよう、受入体制の整備に努める。● ターゲットの絞り込みを行った上で、ツアー造成や効果的なプロモーション活動を通じて、本市を訪れる外国人観光客の増加を図り、外国人観光客の観光需要を顕在化させることで、受入環境整備等民間を中心とした投資の促しを図る。● 長谷寺参道において交通マネジメントの検討を行い、社会実験を通して課題解決を図っている● 桜井まちづくり株式会社と連携し、空き家の利活用による地域の賑わいを再生する● 市内でのホテル又は旅館の新設及び増設について奨励金の交付を行う
-----------	--

分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 2	施策名	農林業の振興	主担当課	農林課
関連組織	商工振興課, 農業委員会事務局				
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名 (法律、条例、計画等)		
国の動向	<p>産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、</p> <p>①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築などの収入増大の取組を推進するとともに、農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組みや、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの③生産現場の強化、併せて、高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための④農村の多面的機能の維持・発揮を図る取組を進める。</p> <p>この 4 つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げる。</p>		<p>農林水産業・地域の活力創造プラン （平成 25 年 12 月 10 日決定・平成 30 年 11 月 27 日改訂） 農林水産業・地域の活力創造本部</p>		
	<p>林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とした森林経営管理法が施行され、市と森林所有者の経営管理の責務が明確化された。</p>		<p>森林経営管理法（平成 31 年 4 月 1 日 施行）</p>		
	<p>森林環境授与税については、森林経営管理制度の導入にあわせて、令和元年度より譲与が開始され、用途については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。</p>		<p>森林環境税及び森林環境授与税に関する法律（平成 31 年 3 月 29 日 公布）</p>		
	<p>SDGs をきっかけに、多くの農山漁村等で再生可能エネルギーや生物多様性をテーマに、持続可能な発展につながる取組が始まることが期待されている。</p>				
県の動向	<p>県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために設定する特定農業振興ゾーンの規則を制定し、農地集積を進める。</p>		<p>奈良県特定農業振興ゾーンに関する規則</p>		
市の動向	<p>農業の効率化、高収益化を目指し、人農地プランを実践して、担い手へ農地の集積の推進に努める。</p> <p>桜井市鳥獣被害防止対策協議会による、有害鳥獣対策事業を推進し、農作物被害の低減に努める。</p> <p>森林経営管理法による市の責務を実施するた</p>		<p>桜井市森林経営管理基本計画（令和元年 10 月 10 日計画策定業務委託契約・令和 2 年 1 月 31 日完了予定）</p>		

	め桜井市森林経営管理基本計画を策定する。	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規就農者への支援や、担い手への農地集積を進めている。耕作放棄地については、農業委員会や桜井市地域農業再生協議会と連携しながら、農地の再生に努めている。 ● 猟友会桜井支部と連携しながら、中山間地域を中心に、イノシシやシカ等有害野生獣の捕獲に努め、営農意欲の低減を防ぎ、同時に市街地への被害拡大を防止している。 ● 森林環境譲与税を活用し、森林の管理に努めている。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在も、野生鳥獣による農林業被害は続いており、また、これまで防除事業を実施してきた中山間地区以外の平野部の圃場にまで被害が発生しており、さらに市街地では野生鳥獣による人的被害まで懸念される状況にある。 ● 農業経営の安定化には、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に対し、農業の効率化・高収益化を図り、魅力ある農業の確立が必要であり、新たな担い手農家の育成が緊急の課題である。 ● 林業については、森林経営管理法に基づき、施業ができない森林所有者に代わり、市が森林経営管理を行うこととなる。そのための基本計画策定、情報集積、意向調査の実施、所有者不明の山林調査や境界確定等が喫緊の課題である。 	
市民生活の目標像	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている	
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業については、国県の施策、各種団体等と連携し、農業経営の安定化による後継者・新規就農者の育成、2次・3次産業との連携による、地域内外需要の安定確保と農産物の高付加価値化を促す。 ● 林業については、森林経営管理法に基づき、桜井市森林経営管理基本計画を策定し、森林所有者による林業経営の管理、治水機能をもった災害に強い山林の整備に向け間伐・保育を促す。また、市内の小中学校の施設や机など地元産木材の利用を促すとともに、SDGsに即した2次・3次産業等と連携した新たな6次産業化製品の創造を促進する。 	

分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 3	施策名	工業の振興	主担当課	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	地域再生制度に基づき、地方公共団体における地方版総合戦略に基づく先導的な取組を支援するため、地方創生推進交付金を交付。			地域再生法(平成17年法律第24号)	
	中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画を支援。			生産性向上特別措置法（平成30年6月6日）	
県の動向	企業立地の促進のための施策について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県内における企業立地を促進するための施策を講ずることにより、県経済の発展と県民生活の向上に資する。			奈良県地域未来投資促進基本計画（平成29年9月29日） 奈良県企業立地促進条例（平成20年4月1日）	
市の動向	桜井市の特産品「三輪素麺」の普及、促進を目的とする条例を2017年7月7日に施行し、三輪素麺のPR活動に打って出ると同時に、食べる習慣を広め、伝統文化の理解と地域経済の活性化に取り組んでいる。			桜井市三輪素麺の普及の促進に関する条例（2017年7月7日施行）	
	生産性向上特別措置法に沿って、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る事業を支援			生産性向上特別措置法（平成30年6月6日）	
	市内の工場等の立地を促進するための必要な奨励措置を講ずることによって地域産業の振興を図っている。			桜井市工場誘致条例（平成24年3月29日条例第3号）	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地場産業の振興と安定のため関係団体に対して補助金を交付しており、特に三輪素麺については、国や県の交付金等を活用し、地域資源である三輪素麺を用いて桜井市の魅力の発信、地域の振興を図るため、三輪素麺のPRイベントを開催。また、のぼり旗・ポスターを作成し、啓発活動を行っている。 ● 桜井市にある桜井らしい個性と魅力を持った様々な素晴らしい産品（資源）を認定することにより地域ブランド化し、地域経済の活性化を図るために、ふるさと納税の返礼品への登録等の商品PR及び桜井市の知名度の向上に向けた取組を行っている。 ● 中小企業の生産性向上の実現のため、先端設備等導入促進基本計画の認定を受けた中小企業者に対し、償却資産に係る固定資産税の特例措置などの支援を講じている。 ● 事業用地等登録制度を策定し、市内への工場等の用に供するため、売却・賃貸を予定している土地等の情報を登録し、本市に立地を希望する企業等に情報提供を行う体制を整えている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 三輪素麺は一定のブランド力はあるが、競合他ブランドに販売量最多の損保の糸があり、桜井市の他の地場産品は他地方のものとの差別化が不十分であり、競争力を高めるため、ブランド力向上が必要である。 ● 素麺、笠そば、質の高い木製品等の名産品・特産品が存在しているが地域資源として活かしきれていない。 ● 少子高齢化による人手不足・後継者不足などの厳しい経営環境に対応するため、老朽化が進む設備について生産性の高い設備に切り替え、労働生産性を高める必要がある。 ● 事業用地等登録制度による民有地の登録が進まない。 				
市民生活の目標像	地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られている				

取り組み 方針	<ul style="list-style-type: none">● 地場産業については他の製品との差別化・ブランド化により競争力の強化を図ることが求められることから、各種補助制度等による支援、地域ブランドのPRを図る。● 市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足などに対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ切り替え、労働生産性を高める事業への支援を行う。● 企業誘致に当たっては、当市の歴史的背景や美しい景観、自然環境などに配慮するとともに、市内の既存農林商工業や観光産業と連携しながら、市産業全体の活性化を促せるような企業の誘致に向け、情報の収集と発信の充実化を図る。
--------------------	--

分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 4	施策名	商業の振興	主担当課	商工振興課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会等が作成する支援計画のうち、小規模事業者に特に資するものについて経済産業大臣が認定する仕組みを平成26年度から導入。			商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成26年及び令和元年改正）	
県の動向	小規模事業者の成長発展又は持続的発展を促すため、「奈良県小規模企業進行基本条例」を制定。			奈良県小規模企業振興基本条例（平成29年4月1日施行）	
	県のまちづくりに関する方針と合致するプロジェクトについては、県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施しまちづくりの実現を図っている。			県と市町村とのまちづくりに関する連携協定	
市の動向	桜井市商工会と共同で「経営発達支援計画」を作成し、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施できるように進めている。			小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」（令和元年11月：認定申請中）	
	平成29年4月に桜井市大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画を策定し、今後はその計画に沿って、県と個別協定を締結し具体的に推し進めていく。			桜井市大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画（平成29年4月策定）	
	桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致条例に沿って企業の誘致を進めている。			桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致条例（平成24年4月）	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業の経営安定・改善と商工業の振興を図るために、中小企業に対して融資対策事業を行うとともに、桜井市商工会の行う経営講習会等の事業に対して補助を行っている。 ● 商店街の賑わいづくりのため、商店街まちづくり活性化補助金制度を利用して商店街が開催するイベント等に補助を行っている。 ● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めて行くにあたり、実際に事業を行う為の課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していく為、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」の設立を行った。またその下部組織として「参道商業施設整備検討部会」を専門部会として立ち上げ、商業施設誘致についての検討を行っている。 ● 中和幹線沿道大福地区について、企業誘致に向けた取り組みを進めており、一部エリアについては企業の出店が進展している。一方、出店が進展していないエリアもある。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子高齢化と人口減少が続き、消費者の購買力が縮小傾向にある中、市内小売業者の販売金額は伸び悩んでおり、中小企業への支援が必要である。 ● 商店街では、経営者の高齢化や後継ぎ不足などにより、空き店舗が増加し商店街としての魅力低下が問題となっており、まちづくりと連動した商業の振興が必要である。 ● 大神神社参道周辺地区の賑わい作りの核として、参道沿いの商業施設誘致の計画について、PFI事業として検討を行っていたが、その結果、できるだけ民間の資金、活力を利用し、官民が一体となって当事業の実現に向けた検討を行うこととなった。具体的には、今後早急に、まちづくり会社等の立ち上げの検討を行っていく必要がある。 ● 中和幹線沿道大福地区は、民有地であり、一体開発が条件とされているため誘致活動が進まない。 				
市民生活の目標像	人が集まりにぎわい、商業者が活気にあふれている				

取り組み方針	<ul style="list-style-type: none">● 商工会や生産者と継続的な意見交換を行い、質の高い情報共有と、活性化への取り組みを進める。● 国・県の施策に関する情報提供を行い積極的な活用を促すとともに、地域の商業者をまとめ牽引するリーダーの育成、まちづくり事業と連動した空き店舗を活用した起業の支援や新たな公共ニーズへの対応、地産地消のきっかけをつくる各種地場産業のアンテナショップなど、市内の商業の活性化を支援し、多様な世代が楽しく快適に利用できる地域商業の振興を促す。● 大神神社参道沿いの商業施設誘致については、地域の意見を反映するような実施主体（まちづくり会社）の立ち上げを目指し、具体的な出店店舗についても地元企業を優先するような取り組みを促す。また大神神社を集客の核とし、来訪者を地域商店街やその周辺地域に誘客するような仕掛けづくりを検討する。● 中和幹線沿道大福地区の企業誘致活動を開始してから 8 年が経過し、現在の条件では出店企業もなく、今後、規制緩和等も含め考察する。
---------------	---

分野：1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 5	施策名	雇用・労務対策の充実	主担当課	商工振興課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	企業の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大に関する基本方針を定め、出入国管理及び難民認定法を改正			出入国管理及び難民認定法（2019.3.1 改正法施行）	
	多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにするため「働き方改革」を推進。			働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（2018.7.6 公布）	
県の動向	奈良県と奈良労働局で「奈良県雇用対策協定」を締結し、互いの雇用施策等の密接な連携を進めている。			「奈良県雇用対策協定」（平成25年6月締結） 「奈良県雇用対策協定に基づく事業計画」（毎年策定）	
市の動向	市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足などに対応するため、ハローワーク等関係機関と連携し雇用対策を行っている。				
	誘致条例に基づく指定企業に対し、市内在住者の雇用を促す。この方向性に伴い企業への奨励金を出すための条例として右記の3つの条例があります。			<ul style="list-style-type: none"> ● 桜井市工場誘致条例（平成24年3月） ● 桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致条例（平成24年4月） ● 桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例（平成29年4月） 	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークと連携し、就業情報や技能講習会等について、広報紙等により広く情報提供を行うとともに、就職面接会を開催している。 ● 新たな雇用の創出のため雇用対策協議会会員事業所と奈良県高等学校等進路指導研究協議会との意見交換会及び名刺交換会を実施している。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、地元住民の優先雇用の働きかけを行っている。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク等関係機関と連携して雇用対策の充実を図り、更なる職場環境の改善や福利厚生等の充実等を図る必要がある。 ● 有効求人倍率は求人が求職よりも多い売り手市場となっているが、職種の不マッチや、市外の企業への就職等により、必ずしも桜井市での採用人数の増加にはつながっておらず、市内の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大の検討が必要である。 				
市民生活の目標像	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる				
取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワーク等関係機関の行う就業情報や技能講習会等について、広報紙等による周知とあわせポスターの掲示やパンフレットの配置等を行い、広く情報の提供を行うことで市民の就労を支援する。 ● また、本市の労働状況など、各種統計調査の結果から現状と課題を把握し、地域の実情に合った労働行政に取り組む。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、地元住民の優先雇用の働きかけを行う。 				